

特定間接口座管理機関（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該振替国債又は振替地方債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関が当該振替国債又は振替地方債の振替記載等を受けた特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関）に対し、書面による方法その他政令で定める方法により、通知しなければならない。

政令で定めるところにより、当該非居住者又は外国法人の氏名又は名称及び住所、その支払を受ける利子の額その他の財務省令で定める事項を、当該適格外国仲介業者が当該振替国債又は振替地方債の振替記載等を受けた適格口座管理機関（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該振替国債又は振替地方債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関が当該振替国債又は振替地方債の振替記載等を受けた適格口座管理機関）に対し、書面による方法その他政令で定める方法により、通知しなければならない。

22 第十一項の規定により同項の特定振替機関等若しくは適格外国仲介業者が同項に規定する書類を提出している場合又は第十二項の規定により同項の特定振替機関等若しくは適格外国仲介業者が同項に規定する書類を提出している場合における所得税法第二百二十五条の規定の適用については、同条第一項第八号中「支払をする者」とあるのは、「支払をする者（租税特別措置法第五条の二第十一項又は第十二項（振替国債等の利子の課税の特例）の規定の適用がある場合には、これららの規定によりこれらの規定の書類を提出した同条第一項に規定する特定振替機関等（当該書類を同条第七項第四号に規定する適格外国仲介業者が提出した場合にあつては、同条第二十一項の規定により当該適格外国仲介業者から通知を受けた同項の適格口座管理機関））」とする。

23 非居住者又は外国法人がその利子の計算期間の中途において取得をした振替国債（非課税区分において振替記載等を受けたものを除く。以下この項において同じ。）で次に掲げる要件（当該非居住者又は外国法人が当該振替国債の振替記載等を受けた特定振替機関等又は適格外国仲介業者が当該振替国債につきその取得前の所有者（以下この項において「前所有者」という。）が振替記載等を受けた特定振替機関等又は適格外国仲介業者である場合には、第一号及び第二号に掲げる要件）を満たしているもの（以下この項において「通算対象国債」という。）については、その者の当該通算対象国債に係る所有期間には当該通算対象国債の前所有者の当該通算対象国債に係る所有期間を含むものとする。

一 非居住者、外国法人、所得税法別表第一に掲げる内国法人若しくは同法第十一条第二項に規定する公益信託若しくは加入者保護信託（以下この号及び次項第一号において「公益信託等」という。）の受託者又は第八条第一項に規定する金融機関（内国法人に限る。）、同条第二項に規定する金融商品取引業者等（内国法人に限る。）若しくは同条第三項に規定する内国法人により所有されていた振替国債（非居住者又は外国法人により所有されていた振替国債については政令で定めるものに限るものとし、公益信託等の受託者により所有されて

いた振替国債については当該公益信託等の信託財産に属していたものに限る。)で、その取得の直前においてこれらの者が振替記載等を受けていたものであること。

- 二 当該非居住者又は外国法人がその取得後引き続き振替記載等を受けている振替国債であること。
- 三 当該非居住者又は外国法人が当該振替国債の振替記載等を受けた特定振替機関等又は適格外国仲介業者が、当該振替国債の前所有者が当該振替国債の振替記載等を受けた特定振替機関等又は適格外国仲介業者から当該前所有者の当該振替国債に係る所有期間その他の財務省令で定める事項につき書面による方法その他政令で定める方法により通知を受けていること。

24)

- 一 非居住者又は外国法人がその利子の計算期間の中途において取得をした振替地方債(非課税区分において振替記載等を受けたものを除く。以下この項において同じ。)で次に掲げる要件(当該非居住者又は外国法人が当該振替地方債の振替記載等を受けた特定振替機関等又は適格外国仲介業者が当該振替地方債につきその取得前の所有者(以下この項において「前所有者」という。)が振替記載等を受けた特定振替機関等又は適格外国仲介業者である場合には、第一号及び第二号に掲げる要件)を満たしているもの(以下この項において「通算対象地方債」という。)については、その者の当該通算対象地方債に係る所有期間には当該通算対象地方債の前所有者の当該通算対象地方債に係る所有期間を含むものとする。
- 二 非居住者、外国法人、所得税法別表第一に掲げる内国法人若しくは公益信託等の受託者又は第八条第一項に規定する金融機関(内国法人に限る。)、同一条第二項に規定する金融商品取引業者等(内国法人に限る。)若しくは同条第三項に規定する内国法人により所有されていた振替地方債(非居住者又は外国法人により所有されていた振替地方債については政令で定めるものに限るものとし)公益信託等の受託者により所有されていた振替地方債については当該公益信託等の信託財産に属していたものに限る。)で、その取得の直前においてこれらのが振替記載等を受けていたものであること。
- 二 当該非居住者又は外国法人がその取得後引き続き振替記載等を受けている振替地方債であること。
- 三 当該非居住者又は外国法人が当該振替地方債の振替記載等を受けた特定振替機関等又は適格外国仲介業者が、当該振替地方債の前所有者が当該振替地方債の振替記載等を受けた特定振替機関等又は適格外国仲介業者から当該前所有者の当該振替地方債に係る所有期間その他の財務省令で定める事項につき書面に

非居住者又は外国法人が信託（その信託の受託者が特定口座管理機関であるものに限る。）の信託財産に属する振替国債又は振替地方債（当該非居住者又は外国法人が特定振替機関から振替記載等を受けるものに限る。）の利子につき第四項の規定により第一項の規定の適用を受ける場合における同項、第四項から第六項まで、第十項から第十二項まで及び第十四項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

17

第十項及び第十一項	特定振替機関等	同条第一項に規定する特定振替機関等」こと、「当該同条第十七項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する特定受託者」と、当該「当該特定受託者（第十七項に規定する信託の受託者をいう。以下第十四項までにおいて同じ。）	特定振替機関等の本店	特定振替機関等	特定受託者の本店	特定受託者
第五項	の特定振替機関等	特定振替機関等の	の特定受託者	の特定受託者	特定受託者	特定受託者
第六項	同条第一項に規定する特定振替機関等」こと、「第三条の二」と、第三条の二と、第三条の二	同条第十七項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する特定受託者」と、当該「当該特定受託者（第十七項に規定する信託の受託者をいう。以下第十四項までにおいて同じ。）	特定振替機関等の本店	特定振替機関等	特定受託者の本店	特定受託者
第十項及び第十一項	特定振替機関等	同条第一項に規定する特定振替機関等」こと、「当該同条第十七項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する特定受託者」と、当該「当該特定受託者（第十七項に規定する信託の受託者をいう。以下第十四項までにおいて同じ。）	特定振替機関等の本店	特定振替機関等	特定受託者の本店	特定受託者

251

よる方法その他の政令で定める方法により通知を受けていいことと

第一項第一号	当該特定振替機関等	、特定受託者（第二十五項に規定する信託の受託者をいう。以下第二十四項までにおいて同じ。）	特定振替機関等の	特定受託者の	
第一項第二号口	、当該特定振替機関等（	、特定受託者及び当該特定振替機関（	）及び	）並びに	
第一項第一号口	、当該特定振替機関等（	、特定受託者及び当該特定振替機関（	）並びに	）並びに	
第十一項	提出した特定振替機関等	提出した特定受託者に係る特定振替機関（当該特定受託者が受託者である信託の	特定振替機関等	特定受託者	



又は振替地方債の振替記載等に係る特定振替機関に限る。第十六項において同じ。」

第十六項	特定振替機関等を 特定受託者を	特定振替機関等及び 当該特定振替機関等	当該特定受託者に係る特定 振替機関	特定受託者及び 特定受託者
第二十二項	特定振替機関等 提出した同条第一項	特定受託者 提出した同条第二十五項の 規定により読み替えられた 同条第十一項又は第十二項	当該特定受託者に係る特定 振替機関	

第二十三項第三号及び前項第三号	特定振替機関等 提出した同条第一項	特定振替機関等（当該特定振替機関等が特定振替機関である場合には、当該特定振替機関に係る特定受託者）

26

特定振替機関等による振替国債所有期間明細書又は振替地方債所有期間明細書の提出の特例、第十八項、第二十一項及び第二十三項第三号又は第二十四項第三号の通知に係る書面等の保存に関する事項その他第一項から第六項まで及び第八項から前項までの規定の適用に係る必要な事項は、政令で定める。

（振替社債等の利子等の課税の特例）

第五条の三 非居住者又は外国法人が、特定振替機関、特定口座管理機関若しくは特定間接口座管理機関（以下この項及び第三項において「特定振替機関等」という。）又は適格外国仲介業者から開設を受けている口座において当該特定振替機

第五条の三 非居住者又は外国法人が、特定振替機関、特定口座管理機関若しくは特定間接口座管理機関（以下この項及び第三項において「特定振替機関等」とい

（振替社債等の利子等の課税の特例）

第五条の三 非居住者又は外国法人で次に掲げる要件を満たすものが、平成二十五年三月三十一日までに発行された特定振替社債等で特定振替機関、特定口座管理機関若しくは特定間接口座管理機関（以下この項において「特定振替機関等」とい

関等の国内にある営業所若しくは事務所又は当該適格外国仲介業者の特定国外営業所等を通じて振替記載等を受けている特定振替社債等につきその利子又は剩余额の配当（以下この条において「利子等」という。）（第八条第一項又は第二項の規定があるものを除く。）の支払を受ける場合において、特定振替社債等の利子等につき最初にこの項の規定の適用を受けようとする際、その旨、その氏名又は名称及び住所（前条第一項に規定する住所をいう。）その他の財務省令で定める事項を記載した書類（以下この条において「非課税適用申告書」という。）を、当該特定振替機関等（当該特定振替社債等が第三条第一項第一号に規定する特定公社債又は第八条の二第一項第二号に掲げる社債的受益権（第七項及び第八項において「一般社債等」という。）に該当するものである場合には、適格口座管理機関に該当するものに限る。以下この項において同じ。）を経由し、又は当該適格外国仲介業者及び当該適格外国仲介業者が当該特定振替社債等の振替記載等を受ける特定振替機関等（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該特定振替社債等の振替記載等に係る外国間接口座管理機関が当該特定振替社債等の振替記載等を受ける特定振替機関等）を経由して当該特定振替機関等の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出しているときは、その支払を受ける利子等については、所得税を課さない。

（一）当該非居住者又は外国法人が、特定振替社債等の利子等につき最初にこの項の規定の適用を受けようとする際、その旨、その者の氏名又は名称及び住所（国内に居所を有する非居住者その他の財務省令で定める者にあつては、財務省令で定める場所）その他の財務省令で定める事項を記載した書類を、当該特定振替機関等を経由し、又は当該適格外国仲介業者（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該適格外国仲介業者（当該適格外国仲介業者が他の外国再間接口座管理機関から当該特定振替社債等の振替記載等を受ける場合には、当該適格外国仲介業者及び当該特定振替社債等の振替記載等に係る他の外国再間接口座管理機関）及び当該特定振替社債等の振替記載等に係る外国間接口座管理機関。次号において同じ。）及び当該適格外国仲介業者が当該特定振替社債等の振替記載等を受ける特定振替機関等（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関が当該特定振替社債等の振替記載等を受ける特定振替機関等）を経由して当該特定振替機関等の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出していること。

（一）当該非居住者又は外国法人が、特定振替社債等の利子等につき最初にこの項の規定の適用を受けようとする際、その旨、その者の氏名又は名称及び住所（国内に居所を有する非居住者その他の財務省令で定める者にあつては、財務省令で定める場所）その他の財務省令で定める事項を記載した書類を、当該特定振替機関等を経由し、又は当該適格外国仲介業者（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該適格外国仲介業者（当該適格外国仲介業者が他の外国再間接口座管理機関から当該特定振替社債等の振替記載等を受ける場合には、当該適格外国仲介業者及び当該特定振替社債等の振替記載等に係る他の外国再間接口座管理機関）及び当該特定振替社債等の振替記載等に係る外国間接口座管理機関。次号において同じ。）及び当該適格外国仲介業者が当該特定振替社債等の振替記載等を受ける特定振替機関等（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関が当該特定振替社債等の振替記載等を受ける特定振替機関等）を経由して当該特定振替機関等の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出していること。

- 二 当該非居住者又は外国法人が、当該特定振替社債等の利子等の支払を受けるべき日の前日までに、その者の当該特定振替社債等に係る所有期間その他の財務省令で定める事項を記載した書類を、当該特定振替機関等（当該特定振替機関等が特定口座管理機関である場合には、当該特定振替機関等及び特定振替機関等とし、当該特定振替機関等が特定間接口座管理機関である場合には当該特定振替機関等（当該特定振替機関等が他の特定間接口座管理機関から当該特定振替社債等の振替記載等を受ける場合には、当該特定振替機関等及び当該特定振替機関等（当該特定振替機関等が他の特定間接口座管理機関から当該特定振替機関等の振替記載等に係る特定口座管理機関並びに特定振替機関とする。以下この号において同じ。）及び当該利子等の支払をする者を経由し、又は当該適格外国仲介業者及び当該特定振替社債等の振替記載等に係る特定振替機関等並びに当該利子等の支払をする者を経由して当該利子等に係る所得税法第十七条の規定による納税地の所轄税務署長に提出していること。
- 2 前項の規定は、特定振替社債等の発行者（特定振替社債等のうち第四項第七号本に掲げるものにあつては、同号亦に掲げるものに係る特定目的信託の資産の流動化に関する法律（平成十年法律第二百五号）第二百二十四条に規定する原委託者以下この条（同項第一号を除く。）において同じ。）の特殊関係者（特定振替社債等の発行者との間に政令で定める特殊の関係のある者をいう。以下この条において同じ。）が支払を受ける当該特定振替社債等の利子等（第九項において準用する前条第二項に規定する適格外国証券投資信託の受託者である非居住者若しくは外国法人が当該適格外国証券投資信託の信託財産につき支払を受けるもの又は第九項において準用する同条第三項の規定により同項に規定する外国年金信託の受託者が支払を受けるものとされるものを受けた者）については、適用しない。
- 3 第一項の規定は、国内に恒久的施設を有する非居住者が支払を受ける特定振替社債等の利子等でその者の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるものについては、適用しない。この場合において、当該非居住者（当該特定振替社債等の発行者の特殊関係者でないものに限る。以下この項において同じ。）が、非課税適用申告書を、第一項の規定に準じて同項の特定振替機関等を経由し、又は同項の適格外国仲介業者及び特定振替機関等を経由して同項に規定する税務署長に提出しているとき（当該非居住者が前条第四項の組合財産又は信託財産に属する特定振替社債等につき支払を受ける利子等については、当該非居住者が、非課税適用申告書を、第一項の規定に準じて同項の特定振替機関等を経由し、又は同項の適格外国仲介業者及び特定振替機関等を経由して同項に規定す

る税務署長に提出しており、かつ、同条第四項に規定する業務執行者等が、第九項において準用する同条第四項に規定する組合等届出書及び組合契約書等の写しを、第一項の規定に準じて同項の特定振替機関等を経由し、又は同項の適格外国仲介業者及び特定振替機関等を経由して同項に規定する税務署長に提出しているときは、当該支払を受ける利子等については、第九条の三の二及び所得税法第二百十二条の規定は、適用しない。

4

この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると、二〇一九年。

三二一  
省省省  
略略略

六五四  
省省省  
略略略

七|特定振替社債等

社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号に掲げ

る社債で同条に規定する振替社債に該当するもの（次に掲げるものを含む。以下この号において「振替社債等」という。）のうち、その利子等の額が当該振替社債等の発行者又は当該発行者の特殊関係者に関する政令で定める指標を基礎として算定されるもの以外のものをいう。

イ　社債、株式等の振替に関する法律第百十五条规定において準用する同法第六十一条の規定により同法の規定の適用を受けるものとされる同法第百十五条に規定する投資法人債

口  
社債、株式等の振替に関する法律第百十七条において準用する同法第六十  
六条の規定により同法の規定の適用を受けるものとされる同法第百十七条に  
規定する相互会社の社債

ハ 社債、株式等の振替に関する法律第百十八条规定する同法第六十一条の規定により同法の規定の適用を受けるものとされる同法第百十八条规定する特定社債

四

特定振替社債等　社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号に掲げ

特定振替社債等 社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第二号に掲げる社債で同条に規定する振替社債に該当するもの（これに類するものとして政令で定めるものを含む。以下この号において「振替社債等」という。）のうち、その利子等の額が当該振替社債等の発行者又は当該発行者の特殊関係者に関する政令で定める指標を基礎として算定されるもの以外のものをいう。

七六五四三二  
同同同同同同  
上上上上上上

二 社債、株式等の振替に関する法律第百二十条において準用する同法第六十

六条の規定により同法の規定の適用を受けるものとされる同法第百二十条に

規定する特別法人債

ホ 平成二十八年三月三十一日までに発行された社債、株式等の振替に関する

法律第二百二十四条において準用する同法第六十六条の規定により同法の規定

の適用を受けるものとされる同法第二百二十四条に規定する特定目的信託受益

権のうち資産の流動化に関する法律第二百三十条第一項第二号に規定する社

債的受益権に該当するもの

ヘ 社債、株式等の振替に関する法律第二百一十七条において準用する同法第六

十六条の規定により同法の規定の適用を受けるものとされる同法第二百一十七

条に規定する外債

ト 社債、株式等の振替に関する法律第二百九十二条第一項に規定する振替新株

予約権付社債

チ 社債、株式等の振替に関する法律第二百五十条に規定する振替転換特定社

債

リ 社債、株式等の振替に関する法律第二百五十三条に規定する振替新優先出

資引受権付特定社債

八 適格口座管理機関 特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関のうち、政

令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けたものをいう。

## 十九 省略

5 国税庁長官は、前項第八号の承認の申請があつた場合において、その申請を行

つた者につき次のいずれかに該当する事実があるときは、その申請を却下するこ

とができる。

一 その申請を行う場合に必要となる書類に不備又は不実の記載があると認めら

れることその他当該申請が前項第八号に規定する政令で定めるところに従つて

行われていないと認められること。

二 その者が第八項に規定する通知を行うこと又は第九項において準用する前条

第六項の規定により読み替えて適用される所得税法第二百二十五条第一項に規定する調書の提出を行うことが困難であると認められる相当の理由があること。

6 国税庁長官は、第四項第八号の承認を受けた者について前項各号のいずれかに該当する事実が生じたと認めるときは、政令で定めるところにより、その承認を取り消すことができる。

九八  
同同  
上上

適格外国仲介業者は、非課税適用申告書を提出した者が当該適格外国仲介業者から振替記載等を受けている特定振替社債等（一般社債等に該当するものを除く。以下この項において同じ。）につきその利子等の支払を受ける場合には、その利子等の支払を受けるべき日の前日までに、当該特定振替社債等の銘柄、その銘柄ごとの償還金の額その他の財務省令で定める事項を、当該適格外国仲介業者が当該特定振替社債等の振替記載等を受けた特定口座管理機関又は特定間接口座管理制度（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該特定振替社債等の振替記載等に係る外国間接口座管理機関が当該特定振替社債等の振替記載等を受けた特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関）に対し、書面による方法その他政令で定める方法により、通知しなければならない。

8 適格口座管理機関又は適格外国仲介業者は、非課税適用申告書を提出した者が当該適格口座管理機関又は当該適格外国仲介業者から振替記載等を受けている特定振替社債等へ一般社債等に該当するものに限る。以下この項において同じ。）につきその利子等の支払を受ける場合には、その利子等の支払を受けるべき日の前日までに、当該特定振替社債等の銘柄、その銘柄ごとの償還金の額その他の財務省令で定める事項を、特定振替機関を経由し、又は当該適格外国仲介業者が当該特定振替社債等の振替記載等を受けた適格口座管理機関（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該特定振替社債等の振替記載等に係る外国間接口座管理機関が当該特定振替社債等の振替記載等を受けた適格口座管理機関）及び特定振替機関を経由して当該利子等の支払をする者に対し、書面による方法その他政令で定める方法により、通知しなければならない。

9 前条第二項から第四項まで、第六項、第八項から第十四項まで、第十六項及び第十七項の規定は、特定振替社債等の利子等について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

	前条第二項	前項	次条第一項
前条第三項	第一項の	次条第一項の	
同条第一項中		同法第十三条第一項中	
第五条の二第三項			第五条の三第九項（振替社

前条第二項から第四項まで、第六項、第八項から第十項まで、第十二項から第二十二項まで、第二十四項及び第二十五項の規定は、特定振替社債等の利子等について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

	前条第二項	前項	次条第一項
前条第三項	第一項の	次条第一項の	
同条第一項中		同法第十三条第一項中	
第五条の二第三項			第五条の三第五項（振替社





前条第十三項													
第一項又は 第一項」とあるのは													

前条第十一項													
第一項第二号口													
当該振替国債所有期間明細書、振替地方債所有期間明細書													

表第四項の項

前条第十七項の 表第六項の項	の特定受託者	又は同項
同条第十七項の規定により 読み替えられた同条第一項 に規定する特定受託者)」 と、第三条の二	同条第九項において準用す る同法第五条の二(第十七項 (振替国債等の利子の課税 の特例)の規定により読み 替えられた同法第五条の三 第一項に規定する特定受託 者)」と、第三条の二	の特定受託者(同項に規定 する特定受託者をいう。以 下第十四項までにおいて同 じ。)を経由し、又は同条 第一項
特定振替機関等)」と、「 当該	八条の二(第二項) 特定振替機関等)」と、第八 条の二(第二項)	第五条の二(第十一項又は第 十二項) 第五条の二(第十一項又は第 十二項) 第五条の三(第五項)(振替社 債等の利子等の課税の特例 において準用する同法第 五条の二(第十二項)

号の項 の表第一項第一 前条第二十五項	前条第二十五項	前条第二十一項	同条第七項第四号	同条第四項第五号	同法第五条の三(第一項に 同項の)	同項の	当該振替国債所有期間明 細書、振替地方債所有期間明 細書	当該所有期間明細書
第二十五項 第一項第一号	及び前三項 第一項第一号	第一項 第十項	第一項の 同項、	次条第一項の 同項並びに	同条第五項において準用す る同法第五条の二(第二十一 項)	同法第五条の二(第二十一 項)	第五条の三(第五項)(振替社 債等の利子等の課税の特例 において準用する同法第 五条の二(第十二項)	第五条の二(第十二項)
前条第二十五項 第一項第一号	次条第一項第一号 第二十二項及び前項	第十項、第十二項	第一項、	次条第一項の 同項並びに	同条第五項において準用す る同法第五条の二(第二十一 項)	同法第五条の三(第一項に 同項の)	第五条の三(第五項)(振替社 債等の利子等の課税の特例 において準用する同法第 五条の二(第十二項)	第五条の二(第十二項)

- 10 特定振替社債等の発行者は、第一項又は第三項後段の規定の適用があるものとして当該特定振替社債等の利子等につき第九条の三の二第一項若しくは第九条の六第四項又は所得税法第二百十二条の規定による所得税の徴収がされなかつた場合には、政令で定めるところにより、当該発行者の特殊関係者である非居住者又は外国法人の氏名又は名称及び国外にある住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地その他の財務省令で定める事項を記載した書類を税務署長に提出しなければならない。
- 11 特定振替社債等の利子等の支払を受ける者が特殊関係者であるかどうかの判定第七項及び第八項の通知に係る書面等の保存に関する事項その他第一項から第三項まで及び第五項から前項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(民間国外債等の利子の課税の特例)

第六条 内国法人は、平成十年四月一日以後に発行された民間国外債（法人により国外において発行された債券（外国法人により発行された債券にあつては、当該外国法人が国内において行う事業に係るものとして政令で定めるものに限る。）

(民間国外債等の利子の課税の特例)

第六条 内国法人は、平成十年四月一日以後に発行された民間国外債（法人により国外において発行された債券（外国法人により発行された債券にあつては、当該外国法人が国内において行う事業に係るものとして政令で定めるものに限る。）

前条第二十五項の表第四項第一号の項	前条第二十五項の特定受託者	第一項第一号口	第二十四項まで	この項
前条第二十五項の表第二十二項の項	提出した同条第一項 提出した同法第五条の三第一項	提出した同法第五条の三第一項	第一項第二号口	次条第一項第二号

- 6 特定振替社債等の発行者は、第一項又は第三項後段の規定の適用があるものとして当該特定振替社債等の利子等につき第九条の六第四項又は所得税法第二百十二条の規定による所得税の徴収がされなかつた場合には、政令で定めるところにより、当該発行者の特殊関係者である非居住者又は外国法人の氏名又は名称及び国外にある住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地その他の財務省令で定める事項を記載した書類を税務署長に提出しなければならない。
- 7 特定振替社債等の利子等の支払を受ける者が特殊関係者であるかどうかの判定その他第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

で、その利子の支払が国外において行われるものとをいう。以下この条において同じ。」につき支払を受けるべき利子（第三条の三第二項若しくは第六項又は第四十一条の十二の二第一項の規定の適用があるものを除く。）について所得税を納める義務があるものとし、その支払を受けるべき金額（外国法人により発行された民間国外債の利子にあつては、当該外国法人が国内において行う事業に係るものとして政令で定める金額）に対し百分の十五の税率を適用して所得税を課する。

2 平成十年四月一日以後に発行した民間国外債につき、居住者又は内国法人に対する利子（第三条の三第三項若しくは第六項又は第四十一条の十二の二第四項の規定の適用があるものを除く。）の支払をする者は、その支払の際、その支払をする金額（外国法人が発行した民間国外債の利子にあつては、当該外国法人が国内において行う事業に係るものとして政令で定める金額）に対し百分の十五の税率を適用して所得税を課する。

2 平成十年四月一日以後に発行した民間国外債につき、居住者又は内国法人に対する利子（第三条の三第三項又は第六項の規定の適用があるものを除く。）の支払をする者は、その支払の際、その支払をする金額（外国法人が発行した民間国外債の利子にあつては、当該外国法人が国内において行う事業に係るものとして政令で定める金額）に百分の十五の税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月末日までに、これを国に納付しなければならない。

### 3-5 省略

6 第四項の規定は、国内に恒久的施設を有する非居住者が支払を受ける民間国外債の利子でその者の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるものについては、適用しない。この場合において、当該非居住者が、同項の規定による非課税適用申告書を提出しており、かつ、当該民間国外債の発行をする者の特殊関係者でないときは、当該支払を受ける利子については、所得税法第二百十二条の規定は適用せず、第八条の五第一項中「次に掲げるもの」とあるのは、「次に掲げるもの（第六条第六項後段の規定により同法第二百十二条の規定による所得税の徴収がされなかつたものを除く。）」として、同項の規定を適用する。

### 3-5 同上

6 第四項の規定は、国内に恒久的施設を有する非居住者が支払を受ける民間国外債の利子でその者の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるものについては、適用しない。この場合において、当該非居住者が、同項の規定による非課税適用申告書を提出しており、かつ、当該民間国外債の発行をする者の特殊関係者でないときは、当該支払を受ける利子については、所得税法第二百十二条の規定は、適用しない。

### 7 省略

8 非居住者又は外国法人が、平成十年四月一日以後に発行された特定民間国外債であつて支払の取扱者に政令で定めるところにより保管の委託をしているものにつきその利子の支払を受ける場合（当該特定民間国外債の発行をする者の特殊関係者が支払を受ける場合を除く。）において、当該保管の委託を受けている支払の取扱者（以下この項において「保管支払取扱者」という。）で当該特定民間国外債の利子の受領の媒介、取次ぎ又は代理（以下この項において「媒介等」という。）をするものが、その媒介等に基づきその利子の交付を受けるときまでに、その利子（第三条の三第三項又は第六項の規定の適用があるものを除く。以下この項において同じ。）の支払を受けるべき者につき次の各号に掲げる場合の区分

8 同上

8 非居住者又は外国法人が、平成十年四月一日以後に発行された特定民間国外債であつて支払の取扱者に政令で定めるところにより保管の委託をしているものにつきその利子の支払を受ける場合（当該特定民間国外債の発行をする者の特殊関係者が支払を受ける場合を除く。）において、当該保管の委託を受けている支払の取扱者（以下この項において「保管支払取扱者」という。）で当該特定民間国外債の利子の受領の媒介、取次ぎ又は代理（以下この項において「媒介等」という。）をするものが、その媒介等に基づきその利子の交付を受けるときまでに、その利子（第三条の三第三項又は第六項の規定の適用があるものを除く。以下この項において同じ。）の支払を受けるべき者につき次の各号に掲げる場合の区分

で、その利子の支払が国外において行われるものとをいう。以下この条において同じ。」につき支払を受けるべき利子（第三条の三第三項又は第六項の規定の適用があるものを除く。）について所得税を納める義務があるものとし、その支払を受けるべき金額（外国法人により発行された民間国外債の利子にあつては、当該外国法人が国内において行う事業に係るものとして政令で定める金額）に対し百分の十五の税率を適用して所得税を課する。

2 平成十年四月一日以後に発行された特定民間国外債の利子でその者の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるものについては、適用しない。この場合において、当該非居住者が、同項の規定による非課税適用申告書を提出しており、かつ、当該民間国外債の発行をする者の特殊関係者でないときは、当該支払を受ける利子については、所得税法第二百十二条の規定は適用せず、第八条の五第一項中「次に掲げるもの」とあるのは、「次に掲げるもの（第六条第六項後段の規定により同法第二百十二条の規定による所得税の徴収がされなかつたものを除く。）」として、同項の規定を適用する。

に応じ当該各号に定める事項その他財務省令で定める事項（以下この項及び第十三項において「利子受領者情報」という。）をその利子の支払をする者に対し（その利子の交付が、当該保管支払取扱者が保管の再委託をして他の支払の取扱者を通じて行われる場合には、当該他の支払の取扱者を経由してその利子の支払をする者に対し）通知をし、かつ、その利子の支払をする者が、その利子の支払を行う際その利子の支払を受けるべき者に関する事項その他の財務省令で定める事項を記載した書類（当該保管支払取扱者から通知をされた利子受領者情報に基づき記載されたものに限る。第十三項において「利子受領者確認書」という。）を作成し、これをその支払をする者の当該利子に係る所得税法第十七条の規定による納税地（同法第十八条第二項の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地）の所轄税務署長に提出したときは、当該非居住者又は外国法人は、その支払を受けるべき利子につき第四項の規定による非課税適用申告書の提出をしたものとみなす。

## 一・二 省 略

10 9 第八項に規定する特定民間国外債とは、次に掲げる要件を満たしている民間国外債をいう。

### 一 省 略

二 当該民間国外債の券面及びその発行に係る目論見書（当該民間国外債の券面が発行されていない場合には、当該民間国外債の発行に係る目論見書）に、居住者若しくは外國法人が当該民間国外債の利子の支払を受ける場合（国内金融機関等が前項において準用する第四項及び第七項の規定により非課税適用申告書を提出している場合（前項において準用する第八項の規定により非課税適用申告書を提出したものとみなされる場合を含む。）及び第三条の三第六項に規定する内国法人又は金融機関若しくは金融商品取引業者等（以下この号において「公共法人等」という。）が国内における同条第一項に規定する支払の取扱者を通じて支払を受ける場合（当該公共法人等による同条第六項に規定する申告書の提出がある場合に限る。）を除く。）には、当該民間国外債の利子について所得税が課される旨の記載があること。

イ 居住者、内国法人又は当該民間国外債の発行をする者の特殊関係者である非居住者若しくは外國法人が支払を受ける場合（口に掲げる場合を除く。）その支払を受けるべき金額

に応じ当該各号に定める事項その他財務省令で定める事項（以下この項及び第十三項において「利子受領者情報」という。）をその利子の支払をする者に対し（その利子の交付が、当該保管支払取扱者が保管の再委託をして他の支払の取扱者を通じて行われる場合には、当該他の支払の取扱者を経由してその利子の支払をする者に対し）通知をし、かつ、その利子の支払をする者が、その利子の支払を行う際その利子の支払を受けるべき者に関する事項その他の財務省令で定める事項を記載した書類（当該保管支払取扱者から通知をされた利子受領者情報に基づき記載されたものに限る。第十項及び第十三項において「利子受領者確認書」という。）を作成し、これをその支払をする者の当該利子に係る所得税法第十七条の規定による納税地（同法第十八条第二項の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地）の所轄税務署長に提出したときは、当該非居住者又は外國法人は、その支払を受けるべき利子につき第四項の規定による非課税適用申告書の提出をしたものとみなす。

## 一・二 同 上

10 9 同 上

### 一 同 上

二 当該民間国外債の券面及びその発行に係る目論見書（当該民間国外債の券面が発行されていない場合には、当該民間国外債の発行に係る目論見書）に、居住者若しくは外國法人が当該民間国外債の利子の支払を受ける場合（国内金融機関等が前項において準用する第四項及び第七項の規定によりその者による非課税適用申告書の提出がある場合又は前項において準用する第八項の規定により当該民間国外債の利子の支払をする者による利子受領者確認書の提出がある場合を除く。）には、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じそれぞれイ又はロに定める金額に係る利子について所得税が課される旨の記載があること。

口 第三条の三第六項に規定する公共法人等又は金融機関若しくは金融商品取引業者等が同項に規定する国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合（これらの者による同項に規定する申告書の提出がある場合に限る。）

11 前各項の規定は、平成十年四月一日以後に発行された外貨債（外貨公債の発行

に関する法律（昭和三十八年法律第六十三号）第二条第一項及び第四条に規定する外貨債のうち、国外において発行されたものでその利子の支払が国外において行われるものに限る。）の利子について準用する。この場合において、第三項中「第六条第一項（民間国外債等の利子の課税の特例）」とあるのは、「第六条第十項（外貨債の利子の課税の特例）」において準用する同条第一項」と、第六項中「第六条第六項後段」とあるのは、「第六条第十一項において準用する同条第六項後段」と読み替えるものとする。

12・13 省略

12・13 同上

（金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用）

第八条 国内に営業所を有する銀行その他の政令で定める金融機関（以下この条において「金融機関」という。）が支払を受ける公社債若しくは預貯金の利子、合同運用信託若しくは公募公社債等運用投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二項に規定する委託者非指図型投資信託に限る。第三号において「特定公募公社債等運用投資信託」という。）の収益の分配又は社債的受益権（資産の流動化に関する法律第二百三十三条第一項第二号に規定する社債的受益権をいう。以下この章において同じ。）の剩余金の配当で次に掲げるものについては、「所得税法第百七十四条、第百七十五条、第百七十八条、第百七十九条及び第二百十二条第一項から第三項までの規定は、適用しない。

一 社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿（第三号及び第四号において「振替口座簿」という。）に記載又は記録がされた公社債の利子（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項に規定する信託業務を営む金融機関の当該記載又は記録がされた公社債の利子で政令で定めるものを除く。）

口 第三条の三第六項に規定する公共法人等又は金融機関若しくは金融商品取引業者等が同項に規定する国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合（これらの者による同項に規定する申告書の提出がある場合に限る。）

11 前各項の規定は、平成十年四月一日以後に発行された外貨債（外貨公債の発行

に関する法律（昭和三十八年法律第六十三号）第二条第一項及び第四条に規定する外貨債のうち、国外において発行されたものでその利子の支払が国外において行われるものに限る。）の利子について準用する。この場合において、第三項中「第六条第一項（民間国外債等の利子の課税の特例）」とあるのは、「第六条第十一項（外貨債の利子の課税の特例）」において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

12・13 同上

（金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用）

第八条 国内に営業所を有する銀行その他の政令で定める金融機関（以下この条において「金融機関」という。）が支払を受ける公社債若しくは預貯金の利子、合同運用信託若しくは公募公社債等運用投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二項に規定する委託者非指図型投資信託に限る。第三号において「特定公募公社債等運用投資信託」という。）の収益の分配又は社債的受益権（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二百三十一条第一項第二号に規定する社債的受益権をいう。以下この条、次条、第九条の四及び第三十七条の十五において同じ。）の剩余金の配当（所得税法第二十四条第一項に規定する剩余金の配当をいう。以下この項及び次項において同じ。）で次に掲げるものについては、「同法第百七十四条、第百七十五条、第百七十八条、第百七十九条及び第二百十二条第一項から第三項までの規定は、適用しない。

一 社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿（第三号及び第四号において「振替口座簿」という。）に記載又は記録がされた公社債の利子（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項に規定する信託業務を営む金融機関の当該記載又は記録がされた公社債の利子で政令で定めるものを除く。）でその記載又は記録がされていた期間内に生じたもの

三 金融機関を委託者とし、かつ、当該金融機関を受益者とする合同運用信託又は特定公募公社債等運用投資信託の収益の分配でその委託した期間（貸付信託の収益の分配については、その受益証券（当該受益証券に表示されるべき権利を含む。）が引き続き記名式であつた、又は振替口座簿に記載若しくは記録されていた期間）内に生じたもの

四 振替口座簿に記載又は記録がされた社債的受益権の剩余金の配当（第一号に規定する金融機関の当該記載又は記録がされた社債的受益権の剩余金の配当で政令で定めるものを除く。）

2 金融商品取引業者、金融商品取引清算機関又は証券金融会社で政令で定めるもの（次項において「金融商品取引業者等」という。）が支払を受ける公社債の利子又は社債的受益権の剩余金の配当で前項第一号又は第四号に掲げるもの（次項において「公社債の利子等」という。）については、所得税法第百七十四条、第一百七十五条、第一百七八条、第一百七十九条及び第二百十二条第一項から第三項までの規定は、適用しない。

3 内国法人（金融機関、金融商品取引業者等その他政令で定める法人を除くものとし、公社債及び社債的受益権の主たる取引者として政令で定めるものに限る。）が支払を受けるものとして政令で定める公社債の利子等については、所得税法第一百七十四条、第一百七八条、第一百七十九条及び第二百十二条第三項の規定は、適用しない。

4 金融機関は、第一項第二号に規定する収益の分配につき支払を受ける際、財務省令で定めるところにより、その収益の分配のうち同項の規定の適用を受ける部分とその他の部分とを区分した明細書を、その支払の取扱者を経由して、その支払地の所轄税務署長に提出しなければならない。

5 前項の規定は、金融商品取引業者等又は内国法人が第一項第一号又は第四号に規定する利子又は剩余金の配当につき支払を受ける場合について準用する。この場合において、前項中「収益の分配又は剩余金の配当のうち同項」とあるのは「又は剩余金の配当のうち第二項又は前項」と読み替えるものとする。

6 第一項第一号、第三号又は第四号に規定する記載若しくは記録がされていた期間又は委託した期間若しくは記名式であつた期間及びこれらの期間内に生じた部分の金額の計算に関し必要な事項は、財務省令で定める。

三 金融機関を委託者とし、かつ、当該金融機関を受益者とする合同運用信託又は特定公募公社債等運用投資信託の収益の分配でその委託した期間（貸付信託又は特定公募公社債等運用投資信託の受益証券（当該受益証券に表示されるべき権利を含む。）が引き続き記名式であつた、又は振替口座簿に記載若しくは記録されていた期間）内に生じたもの

四 振替口座簿に記載又は記録がされた社債的受益権の剩余金の配当（第一号に規定する金融機関の当該記載又は記録がされた社債的受益権の剩余金の配当で政令で定めるものを除く。）でその記載又は記録がされていた期間内に生じたもの

2 金融商品取引業者、金融商品取引清算機関又は証券金融会社で政令で定めるもの（次項及び第五項において「金融商品取引業者等」という。）が支払を受ける公社債の利子又は社債的受益権の剩余金の配当で前項第一号又は第四号に掲げるもの（次項において「公社債の利子等」という。）については、所得税法第百七十四条、第一百七十五条、第一百七八条、第一百七十九条及び第二百十二条第一項から第三項までの規定は、適用しない。

3 内国法人（金融機関、金融商品取引業者等その他政令で定める法人を除くものとし、公社債及び社債的受益権の主たる取引者として政令で定めるものに限る。）が支払を受けるものとして政令で定める公社債の利子等については、所得税法第一百七十四条、第一百七八条、第一百七十九条及び第二百十二条第三項の規定は、適用しない。

4 金融機関は、第一項第一号、第三号又は第四号に規定する利子、収益の分配又は剩余金の配当につき支払を受ける際、財務省令で定めるところにより、その利子、収益の分配又は剩余金の配当のうち同項の規定の適用を受ける部分とその他の部分とを区分した明細書を、その支払の取扱者を経由して、その支払地の所轄税務署長に提出しなければならない。

5 前項の規定は、金融商品取引業者等又は内国法人が第一項第一号又は第四号に規定する利子又は剩余金の配当につき支払を受ける場合について準用する。この場合において、前項中「収益の分配又は剩余金の配当のうち同項」とあるのは「又は剩余金の配当のうち第二項又は前項」と読み替えるものとする。

6 第一項第一号、第三号又は第四号に規定する記載若しくは記録がされていた期間又は委託した期間若しくは記名式であつた期間及びこれらの期間内に生じた部分の金額の計算に関し必要な事項は、財務省令で定める。

(私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税等)

**第八条の二** 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成二十八年一月一日以後に国内において支払を受けるべき剩余金の配当で次に掲げる受益権の収益の分配に係るもの（以下この条において「私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等」という。）については、所得税法第二十二条及び第八十九条並びに第一百六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その支払を受けるべき金額に対し百分の十五の税率を適用して所得税を課する。

一 公社債等運用投資信託（その設定に係る受益権の募集が公募（金融商品取引法第二条第三項に規定する取得勧誘のうち同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものをいう。）により行われたものを除く。）の受益権（第三十七条の十一第二項第一号に掲げる株式等に該当するものを除く。）

二 特定目的信託（その信託契約の締結時において資産の流動化に関する法律第二百二十四条に規定する原委託者（第八条の四第一項第四号、第八条の五第一項第五号、第九条の三第四号、第九条の三の二第一項第四号及び第三十七条の十一第二項第四号において「原委託者」という。）が有する社債的受益権の募集が公募（金融商品取引法第二条第三項に規定する取得勧誘のうち同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものをいう。）により行われたものを除く。）の社債的受益権（第三十七条の十一第二項第一号に掲げる株式等に該当するものを除く。）

## 2 省略

3 非居住者、内国法人又は外国法人が平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等（所得税法第一百六十一条第一項第一号に掲げる非居住者が支払を受けるべきものを除き、同項第二号又は第三号に掲げる非居住者が支払を受けるべきものにあっては、その者のこれらの規定に規定する事業に帰せられないものに限る。）に対する同法第一百七十五条又は第一百七十九条の規定の適用については、これらの規定に規定する百分の二十の税率は、百分の十五の税率とする。

4 平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等に対する所得税法第一百八十二条又は第二百十三条の規定の適用については、これらの規定に規定する百分の二十の税率は、百分の十五の税率とする。

(私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税等)

**第八条の二** 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成十六年一月一日以後に国内において支払を受けるべき所得税法第二十四条第一項に規定する剩余金の配当で次に掲げる受益権の収益の分配に係るもの（以下この条において「私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等」という。）については、同法第二十二条及び第八十九条並びに第一百六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その支払を受けるべき金額に対し百分の十五の税率を適用して所得税を課する。

一 私募公社債等運用投資信託以外の公社債等運用投資信託の受益権

二 社債的受益権

## 2 同上

3 非居住者、内国法人又は外国法人が平成十六年一月一日以後に支払を受けるべき私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等（所得税法第一百六十一条第一項第一号に掲げる非居住者が支払を受けるべきものを除き、同項第二号又は第三号に掲げる非居住者が支払を受けるべきものにあっては、その者のこれらの規定に規定する事業に帰せられないものに限る。）に対する同法第一百七十五条又は第一百七十九条の規定の適用については、これらの規定に規定する百分の二十の税率は、百分の十五の税率とする。

4 平成十六年一月一日以後に支払を受けるべき私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等に対する所得税法第一百八十二条又は第二百十三条の規定の適用については、これらの規定に規定する百分の二十の税率は、百分の十五の税率とする。